

広報

ことうら

No.135 2015.11.1

11

contents —主な内容—

- わがまちの文化センター……………2～5
- 公共交通のこれから……………6～7
- 琴浦町職員等の給与情報……………8～9
- まちの話題……………10～11
- ALTニュースレター……………14
- 公民館コーナー……………15
- 簡単な手話/ことうらの昔話……………26

採れたて野菜、おひとついかが？

爽やかな秋晴れの9月27日、役場本庁舎駐車場でことうら朝市が開催されました。

新鮮な野菜や鮮魚、加工品などの販売に加え、射的やペットの無料相談、学習体験など様々な催し物が行われました。両手いっぱいに商品を抱えて笑顔で帰られる方もおられ、とても賑わった朝のひとつでした。

文化センター

人権のまちづくりの拠点～



赤碓文化センター TEL・FAX 55-0741
※日曜・祝日は休館

● **主な事業**
部落解放文化祭／同和問題懇談会（東伯）、解放教育講座（赤碓）／ふれあい教室（東伯）、リフレッシュ広場（赤碓）※1／手話教室など

※1さまざまな年代を対象にした、ものづくり、料理、健康教室などの各種講座

隣保館の役割は

A. 「隣保館」は社会福祉法第2条第3項で定められた福祉施設で、「差別」や「人権」についてみんなで考え、学び、取り組むところです。

① 部落解放の拠点、そしてあらゆる差別をなくするための拠点。
② 地域住民の身近な相談窓口。
③ 人権啓発のための住民交流の場。

Q. 「隣保館」はどのような役割を持つ施設ですか？

「琴浦町では東伯・赤碓にそれぞれ文化センター（隣保館）を設置し、両館に児童館を併設しています。隣保館は「基本的人権の尊重される社会の実現および、人権・同和問題の速やかな解決をめざすこと」、児童館は「遊びを通しての児童の健全育成」などの目的を、国の法律に基づき、町の条例で定め、設置・運営されている施設です。実際に活動されている方の声や、小中学生の学習会の様子を通して、文化センターの紹介をします。

（隣保館）

の声、利用者の声を聞きました

「解放教育講座」の魅力

私が思う赤碓文化センター主催の解放教育講座の魅力を考えてみると、①誰でも気軽に参加できる。②実社会で活躍されている、魅力ある講師の話が聞ける。

いつでも温かい笑顔で迎えてくださる館長・職員の方、今後とも期待をしています。

皆さん一緒に参加しましょう！

はやた あきら
早田 晶さん
(赤碓中学校教諭)



学び続けます「人権・同和教育連続講座」

「物の貸し借りはできても頭の貸し借りはできん」亡き母の言葉です。連続講座や他の講座に参加して学んだことをどれだけ理解し、活かせるか分かりませんが、「知って損はない。学んだことは自分のもの」と母の声が聞こえてきそうです。人とのつながりが広がりゆくことを楽しみにこれからも一生勉強です。

くわのら きよこ
桑村 清子さん (下伊勢)



人と集う喜びを

毎月2回太極拳教室で利用しています。広々としたとてもよい環境で利用でき、いろいろな年代の人とも交流できるので、家にいるより楽しく、うれしく思っています。文化祭や敬老会などで練習の成果を発表できる場もあり、励みになっています。

まつだ まさこ
松田 雅子さん (八橋)



指導を続けて25年

地区の方から字が読めるようになりたい、きれいな字が書きたいという思いを受け、書道教室の指導をすることになりました。以来、25年が経ちました。一人ひとりを大切に指導し、習字を通して文化センターに来てよかった、よい学習ができたと感じてもらえることが私の喜びでもあり、元気の源です。

ひがしはら みちあき
東原 道明さん (浦安)





わがまちの ～部落解放・福祉と

東伯文化センター TEL・FAX 52-2773

Q. 「児童館」はどのような役割を持つ施設ですか？

A. 「児童館」は児童福祉法第40条に定められている児童厚生施設にあたり、次の3つが大きな役割です。

①遊びを通した子どもの育成。
②子どもが安心して過ごせる居場所。

③地域における子育て支援・保護者の育成。

また、不登校やいじめ、虐待などといった問題における発見の場としての役割も担っています。

● 主な事業

児童館まつり／児童館活動（創作活動、自然体験など）／乳幼児教室

Q. 公民館との違いは何ですか？

A. 文化センターで開催している教室活動、各種講座は、その基本に部落差別を解決する目的があります。「被差別部落住民の教養文化を高め、自立を促す」こと、そして被差別部落住民だけではなく、町民全体に広く参加してもらうことにより、「住民が互いの理解と交流を一層促進する場」と位置付けています。

文化センターで活動されている方

すてきな地域のリーダーに!

今年も6年生全員で児童館まつりの立案から運営まで行い、準備のときから「どうすれば楽しめるかな」とコーナーごとに工夫し、「絶対成功させるぞ」と意気込んで取り組みました。児童館まつりを通して、人と人との関わりや、つながりの大切さを学びました。

くにたに みつき
國谷 光希さん
(船上小学校6年生)



文化センターとの出会い

1年前、軽く体を動かせる場所を探していたら、知人から文化センターが利用できるかもしれないと聞き、即行動。近くにこんないい場所があったのかと驚きました。利用するごとに文化センターでの活動を知り、手話教室や児童館行事のボランティアに友人を誘って参加しています。

よこやま よしこ
横山 貴子さん(徳万)



よりそう 相談業務

相談事業は、住民の悩みや抱えている問題に寄り添う、大切な役割を担います。生活相談員を中心に、常時さまざまな相談を受け、アドバイスや情報提供の他に、内容によっては適切に専門機関につないでいます。

● 体調を悪くし、仕事につくこともできず困っていた時に、友人から「文化センターに行ってみたら」と勧められ相談に行きました。相談員さんがしっかり話を聞いてくれ、生活保護費受給の手続きを迅速に進めてくださいました。今は体も治り、仕事にもつき、自立することができました。ありがとうございました。

(町内在住 50代男性)

● 困りごとがあつて区長さん宅に相談に行くと、翌朝、文化センター館長さんと相談員さんが自宅に訪ねて来てくださいました。夫の介護、年金のことなど、普段の生活で困っていることを長時間聞いていただき、気持ちが一層楽になりました。役場の係の方にも話をしていただき感謝しています。

(町内在住 80代女性)



学習会ってなあに??



みなさん、『学習会』をご存知ですか?何のために、そして
どんなことを学んでいるのでしょうか?

『学習会』は40年以上前に始まり、現在も取り組まれている事業
です。同和地区の小・中学生を対象に、毎週1回行われています。



① 『学習会』はなぜ始まったの?

『学習会』を始める以前(今から50年~60年前)は、まだ学校でも地域でも、部落差別の問題についてきちんとした学習がされていませんでした。そのため、被差別部落の人たちも「なぜ自分たちだけが差別されなければならないのか」が分からず、自分たちが言葉づかひや生活態度を見直し、差別をされないように心がければ差別はなくなると考えていました。「差別はする側ではなく、される側に責任がある」という間違っただけの考え方が広まっていたのです。

そのような中で、被差別部落の子どもたちは長期欠席が多いため学力が低く、進学率が低いといった実態もありました。そのため、安定した仕事につくことができず、不安定な生活状況が長い間続いていました。

このままではこうした負の連鎖は断ち切れないと、差別の現実気がついた学校の教員を含め、被差別部落の人たちの「大切な子どもたちに差別を見抜きたたかう力をつけてほしい。自分のなりたい仕事についてほしい。好きな人と結婚してほしい。命を大切にしてほしい」という熱い願いの中で『学習会』が始まりました。



② 『学習会』でどんなことをしているの?

差別をなくすため、差別に立ち向かう力をつけるために…

学力保障

- ・人の話をしっかり聞き、自分の考えを分かりやすくまとめ話す(伝える)力をつける。
- ・自分の夢や希望が叶えられるよう規則正しい生活習慣と学習習慣を定着させ、基礎学力を高める。
- ・部落差別をはじめとする、あらゆる差別を論理的に考える力を養い、差別や間違いに気づきたたかう力をつける。

人権学習

- ・解放運動に学び、部落差別や様々な人権問題に対し、筋道のたったものの見方や考え方を育てる。
- ・自分たちの生まれ育った部落の歴史や先人の生き方を学び、自分に自信と誇りを持つ。自分も人も大切にすることを学ぶ。

仲間づくり

- ・人と人との関わりを通して学習会の仲間と同じ時間を過ごし、一緒に取り組むことでいろいろな体験や経験をし、仲間を大切にできる力やコミュニケーション能力を向上させる。

『学習会』では、主に教科学習、人権学習を行っています。その他、県外研修や、倉吉市や東伯郡の同和地区の子どもたちが船上山に集まる交流会にも参加します。他にも多くの学習や体験をしています。

中学生「生活体験学習」
キャンプで火おこし

中学生「先輩の話」
高校の行事や部活・勉強について

小学生「教科学習」
1・2年合同の様子

小学生「光太鼓の練習」
地域の方による指導



部落解放文化祭「みこし作り」

小6・中1 県外視察研修
奈良県 西光寺

学習会「読み聞かせ」

中部地区中学3年生交流会



③ 『学習会』の成果と課題

【成果】

● 学習習慣の定着、学力向上

学習習慣の定着や学力の向上により、論理的にものごとを考え、社会の仕組みに気づける子どもたちが増えてきました。自分の行きたい学校、つきたい仕事の実現にもつながっています。

● 差別や間違いに気づく

部落差別とたたかった歴史や、人も自分も大切にしてきたふるさとのあゆみを学ぶことにより、子どもも保護者も差別や間違いに気づけるようになりました。

● 仲間づくり

仲間と一緒に学んだり活動したりすることで差別に気づき、うれしいことも悲しいことも共感してくれる仲間の広がりがありました。

【課題】

子どもたちが成長し大人になっていく過程で、いつ・どのような場面で差別に直面しても、その間違いに自分で気がつき、自分に誇りをもって行動できるように、正しい知識を学習していく必要があります。

現在は、以前のようなあからさまな差別は少なくなってきました。しかし、差別はインターネット上の書き込みや、戸籍謄本の不正取得による身元調べなど、姿を変え依然として存在しています。

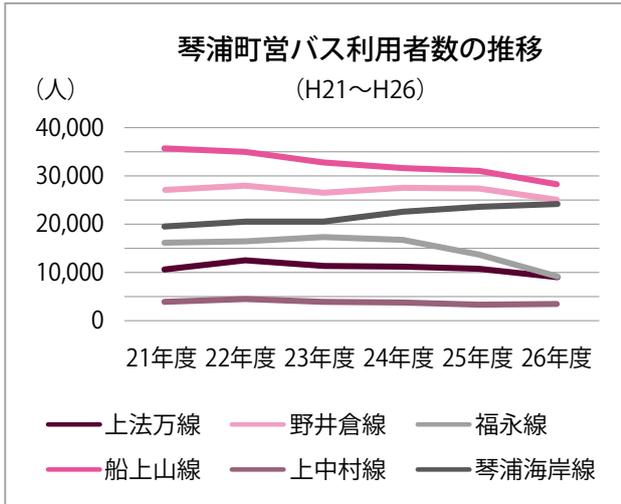
今の差別の実態に合わせた学習を進めていくことが今後の課題です。

おわりに

長い間の学習や取り組みの結果、部落差別は間違いだと気づき、行動する人が増えてきました。しかし、今でも結婚や就職での身元調査、インターネットの差別的な書き込みなど、差別は現存しています。

文化センターは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解決に向けた「福祉と人権のまちづくり」を実践するため、これからも各種事業を展開していきます。

公共交通のこれから



① 琴浦町営バスの現状

町営バスは、現在5台のバスで、全路線合わせて1日（平日）70便を運行しています。

琴浦海岸線など、路線によっては利用者が増えているものもありますが、全体では年々減少傾向にあります。

高齢者や運転免許をもたない方などにとっては、移動手段として生活になくしてはならないものとなっている一方で、自家用車の普及や少子化および昨年4月からの小学校統廃合にともなうスクールバス導入で、小学生の利用がなくなったことが主な減少の要因となっています。

実際に、平成26年度の1便あたりの平均乗車人数が1人に満たない便は16便でした。一部の路線では誰も乗せずに走っているような状況が見受けられ、環境への悪影響や不効率さ、町負担の増大などが課題となっています。

平成26年度運行費用等の実績

運行費用(A) 45,811千円	
運行収入(B) 8,676千円	赤字額(A-B) 37,135千円
	町負担金 25,729千円
	県補助金 11,406千円

	便数 (上り・下り)	年間利用者数 (H25.10~H26.9)	1便あたり平均乗車人数 (H26.4~H26.9)		車内ピーク 人数実績(人) (H26.4~H26.9)
			最大(人)	平均(人)	
上法万線	12便(6・6)	8,703人	6.9	1.7	15
野井倉線	15便(7・8)	28,471人	16.9	4.8	31
福永線	13便(6・7)	9,028人	2.8	1.4	10
琴浦海岸線	8便(4・4)	24,283人	15.8	8.5	25
船上山線	14便(7・7)	25,177人	16.9	5.0	34
上中村線	8便(4・4)	2,975人	2.4	1.1	5

② 運行形態の見直し

これらの状況を踏まえ、町営バスの運行委託契約の期間が今年度で終了することにもない、平成28年度からの琴浦町における公共交通体系の見直しを図っています。

より便利で効率のよい公共交通を確立するためには、地域の実情をしっかりと把握したうえで利用者のニーズに合わせた運行形態を選択する必要があります。また、増大する運行費用と負担の抑制という面から、ダイヤの見直しや運行方法の効率化についても考えていかなければなりません。

町ではこれまでアンケートや需要調査などを行い、利用の少ない路線の効率化や利用状況に合わせたダイヤの設定、交通不便地域（バス利用が困難な地域）の対応について検討してきました。



わたしたちのまちの

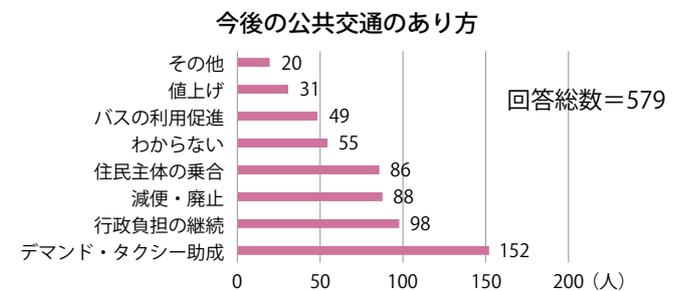
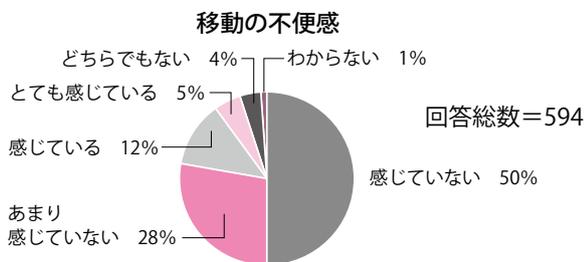
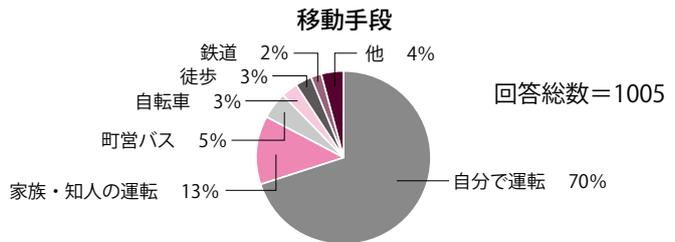
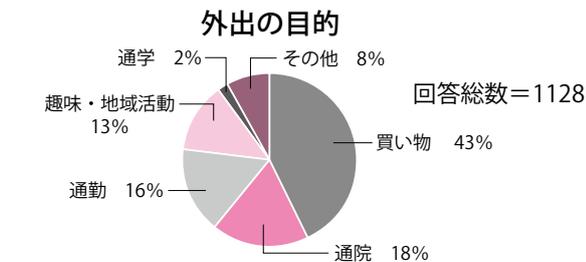
③ 公共交通アンケートの実施結果

市民の意向や交通需要を把握するため、今年6月に市民2,000人を対象としたアンケート調査を実施しました。

回答者数：608人／客数：2,000人（回答率30.4%）

※65歳以上：1,000人・13～64歳：1,000人

回答者の属性「75歳以上」：31%、「65～74歳」：29%、「40～64歳」：26%、「13～39歳」：14%
世帯内に免許保有者が1人以上いるとした方は95%



移動の不便感については、「感じていない」および「あまり感じていない」が全体の約80%を占め、自家用車・運転免許の保有や家族送迎など、路線バスを利用しなくても移動できる環境があることや、他市町と比較してもバス路線が多く設定されているためと考えられます。

一方で、不便を感じている方の理由としては、主に「バスの本数が少ないこと」（41%）、「家族の送迎負担」（31%）、「自動車が必要」（19%）、「バス車両への乗車困難」（15%）の順で多くありました。

バス利用状況や町の財政負担状況を踏まえた、今後の公共交通のあり方については、効率化を図り、「デマンド・タクシー助成」を導入するのがよいとした方が26%で最も多くありました。

④ 平成28年度以降の新公共交通体系の計画について

平成28年度以降の新しい公共交通体系について、町営バスの運行形態見直しと新たな交通システムの導入を計画しています。琴浦町地域公共交通会議で協議し、詳細については地元説明会を行い、来年4月よりスタートする予定です。利用状況などを踏まえて、より便利で効率的になるよう随時検討・見直しを行います。

運行計画の概要

- ①町営バス「上中村線」を「路線型デマンド乗合タクシー」に変更
- ②利用者が増えている町営バス「琴浦海岸線」の増便（片道4便⇒5便）
- ③交通の不便な地域（松ヶ丘・別所・大成・岩本・平和・立石台・ガーデンヒルズ）の65歳以上で、対象条件にあてはまる方を対象に「タクシー利用料助成」の実施

【デマンド乗合タクシーとは？】

タクシー車両を利用して利用者要望（デマンド）に応じて運行する、予約・乗合型の輸送サービスのことです。利用者は事前に運行会社へ電話で予約をし、希望の乗車場所と時刻を伝えます。予約がない場合は運行しなくてよいので、効率的で環境にも優しいことが特徴です。

利用の際には事前予約が必要となりますが、これまで同様の利用料金、町営バス「上中村線」のダイヤで運行します。

給与の状況をお知らせします

琴浦町の人事行政状況の公表に関する規定により、下記のとおり公表します。

1. 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成27年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成26年度	18,315人	10,479,814千円	16,740千円	1,563,650千円	14.9%

* 人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含む。

2. 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成27年度	199人	677,154千円	60,456千円	241,949千円	979,559千円	4,922千円

* 職員手当には退職手当を含まない。

* 給与費は当初予算に計上された額である。

3. 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	一般行政職			現業職(国は技能労務職)		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
琴浦町	291,312円	311,132円	40.7歳	305,191円	318,150円	54.1歳
国	334,283円	408,996円	43.5歳	289,141円	328,318円	50.2歳

4. 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分		琴浦町		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給料額	決定初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	163,600円	179,300円	174,200円	186,100円
	高校卒	142,100円	150,500円	142,100円	150,500円

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	229,400円	274,900円	310,600円
	高校卒	197,400円	236,300円	282,400円
技能労務職	大学卒	-	-	-
	高校卒	189,500円	219,600円	258,300円

6. 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	係長・主任	課長補佐	課長	課長	
職員数	25人	13人	47人	21人	14人	4人	124人
構成比	20.2%	10.5%	37.9%	16.9%	11.3%	3.2%	100.0%

* 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

平成27年度 琴浦町職員等の

7. 職員手当の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		琴浦町			国														
期末手当 勤勉手当	平成27年度支給割合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.75月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.75月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.60月分</td> <td>1.50月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分	0.75月分	12月期	1.375月分	0.75月分	計	2.60月分	1.50月分	左に同じ				
		期末手当	勤勉手当																
6月期	1.225月分	0.75月分																	
12月期	1.375月分	0.75月分																	
計	2.60月分	1.50月分																	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置等	有																	
退職手当	支給率	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>定年</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>20.445月分</td> <td>25.55625月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>29.145月分</td> <td>34.5825月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>41.325月分</td> <td>49.59月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>49.59月分</td> <td>49.59月分</td> </tr> </table> <p>平成27年度で、支給率の引き下げ完了</p>		自己都合	定年	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分	左に同じ	
		自己都合	定年																
勤続20年	20.445月分	25.55625月分																	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分																	
勤続35年	41.325月分	49.59月分																	
最高限度額	49.59月分	49.59月分																	
	一人あたり平均支給額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自己都合</td> <td>定年</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>-</td> <td>22,441千円</td> </tr> </table>		自己都合	定年	平成26年度	-	22,441千円	-										
	自己都合	定年																	
平成26年度	-	22,441千円																	
扶養手当	ア. 配偶者	13,000円		左に同じ															
	イ. 配偶者以外の扶養親族	6,500円																	
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円																	
	ウ. 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子	5,000円加算																	
住居手当	月12,000円を超える家賃を支払っている借家の居住者	最高 27,000円																	
通勤手当	ア. 交通機関などの利用者	最高 55,000円																	
	イ. 自動車などの利用者(通勤距離2km以上)	2,000円~31,600円																	

8. 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		給料月額等						
給料	町長	827,000円						
	副町長	662,000円						
報酬	議長	321,000円						
	副議長	233,000円						
	議員	217,000円						
期末手当	町長	<table border="1"> <tr> <td>6月期</td> <td>1.40月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.55月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.95月分</td> </tr> </table>	6月期	1.40月分	12月期	1.55月分	計	2.95月分
	6月期		1.40月分					
	12月期		1.55月分					
	計		2.95月分					
副町長								
議長								
副議長 議員								

9. 年度別 総職員数の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人数	233人	224人	217人	214人	218人	218人	219人	221人

これらのほか、下記の項目につきましては、琴浦町ホームページで公表します。

- ・職員の任免及び職員数に関する状況
- ・職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- ・職員の分限及び懲戒処分の状況
- ・職員のサービスの状況
- ・職員の福祉及び利益の保護の状況
- ・その他町長が必要と認める事項

これから よろしく おねがいします

新しい教育委員に 山本浩子さんが就任



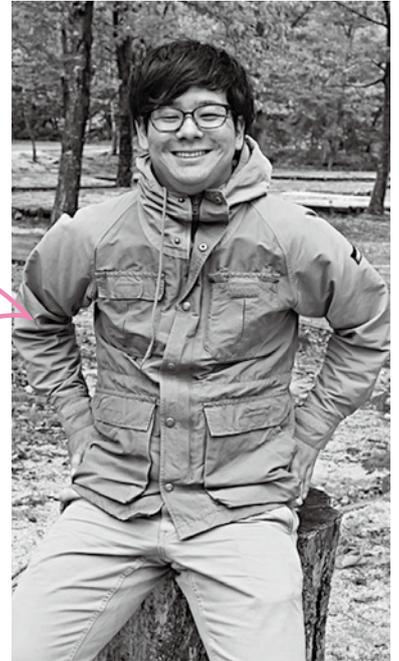
前畑一子さん（西地蔵町）が退任され、後任として山本浩子さん（別所）が新しく教育委員に就任されました。

琴浦町の教育をはじめ、地域づくり、町づくりなど、いろいろな方面からの活躍が期待されます。

任期は、10月27日から平成31年10月26日までの4年間です。

新しい地域おこし協力隊がやってきた!

氏名：^{かわ}河 ^{しま}島 ^{たくみ}匠
年齢：25歳
前住所：兵庫県川西市



初めまして！
兵庫県川西市という大阪、京都、兵庫の境目から来ました、河島匠です。
学生時代から、毎週のように景観の良い所でキャンプをしながら日本酒を飲んでいました。
今回、日本海と大山を併せ持つ抜群のロケーションに心打たれて、琴浦町にやってまいりました。
自然資源の豊富な琴浦町を舞台に、全国の人たちがアウトドアを楽しむよう、試行錯誤しながらやっていきたいと思っておりますので、町民の皆様、よろしくお願ひいたします。



琴浦てくてくてくてく
景色とグルメ堪能!

グルメと
ウォーキングで
町を満喫

琴浦町の歴史や観光スポットを地元グルメとともに楽しむ「琴浦グルメめぐりウォーク」を9月23日に開催し、4km、7km、10kmの3コースに724人が参加しました。
出発前にヨガ体験や琴浦体操を楽しみました。その後、小泉八雲が絶賛した海辺や、のどかな田園風景を歩きながら、各所に設けられた食を味わい、秋晴れの一日を満喫しました。
コースの途中やゴール地点には、地元の特産を提供するグルメポイントがあり、参加者は「あごカツパーガー」や「東伯和牛のパイプ串焼き」など、琴浦の味を堪能していました。

琴浦町の魅力を体感

～第3回琴浦町都市農村交流事業～



せりの見学を楽しむ守口門真生活衛生協会のの方々

琴浦町の特産品や観光資源を、関西圏にPRすることを目的とした琴浦町都市農村交流事業を、9月27日から28日にかけて行いました。

当日は大阪府の守口門真生活衛生協会の会員の皆さん19名にお越しいただき、町内でスイートコーンの収穫体験のほか、漁港でのせりの見学などを行いました。町内団体との意見交換会などを通して、地元の方達と交流を深めました。

今後も琴浦町の食と人の魅力を伝え、町の認知度を高めていき、特産品の販路拡大や、琴浦町に住みたいと考える人を増やす取り組みを進めていきます。

琴浦町乳牛が5部門で首席に

～県畜産共進会&畜産ふれあい祭り～



「和種々牛の部」審査の様子

鳥取県畜産共進会と畜産ふれあい祭りが9月26日に湯坂の鳥取中央家畜市場で開催されました。共進会には、町内から和種々牛の部に7頭1群が出品され、繁殖雌牛群（1群4頭セット）において首席、5頭が優等賞を獲得しました。

また、乳牛の部には、町内から21頭が出品され、全7部門中5部門で首席となりました。真山健太郎さん（坂ノ上）の乳牛が農林水産大臣賞を受賞し、経産牛チャンピオンに輝きました。

同時に開催された畜産ふれあい祭りでは、乗馬体験や乳製品の販売が行われ、多くの家族連れでにぎわいました。

また、共進会で首席となった乳牛を中心に、町内から7頭が、10月23日から26日に北海道で開催された全国ホルスタイン共進会に鳥取県代表として出品しました。

成績（敬称略）

〔和種々牛の部〕

●繁殖雌牛群

（1群4頭セット）

第5区

首席 盛山 尊徳（梶下）
ほか3名

〔乳牛の部〕

●育成

第1区

首席 岡村 宙博（大成）

●未経産

第3区

首席 三浦 幹雄（上光好）

第4区

首席 陰山 光彦（森藤）

●経産

第5区

首席 三浦 幹雄（上光好）

第7区

首席 真山健太郎（坂ノ上）



ふれあい祭りでの乗馬体験

公共施設からまちづくりを考える

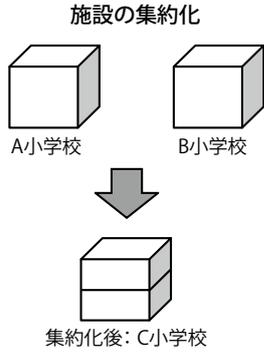
③

公共施設の規模・数の適正化を図りながらまちづくりを進めていくには、どうすればよいでしょうか。

今回から、具体的な公共施設の最適化の手法を紹介していきます。

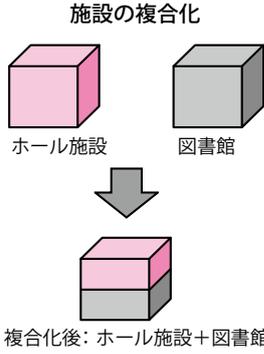
■施設の集約化

公共施設の最適化の手法で最も分かりやすいのが、同じ種類の公共施設を統廃合し、一つの施設として整備する「集約化」です。琴浦町でもこれまでに、保育園や小学校、給食センターなどを統廃合し、集約化を進めてきました。



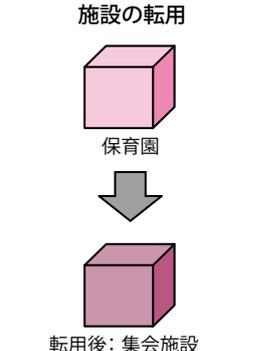
■施設の複合化

同じ種類の施設をひとつにまとめる集約化に対して、複数の種類の施設をひとつにまとめるのが「複合化」です。琴浦町では、赤碓地域「コミュニティセンター(役場分庁舎)やまなびタウン」とうはくが、ホール施設や図書館などの機能を併せ持った複合施設に当たります。



■施設の転用

施設の集約化や事業の廃止などで利用しなくなった施設に、他の機能を持たせて再活用することを「転用」といいます。最近の琴浦町の例としては、旧浦安保育園を改築した琴浦町多世代交流施設が挙げられます。



秋季全国火災予防運動
 11月9日(月)～11月15日(日)
 「無防備な心に火災がかくれんぼ」
 (全国统一防火標語)

■施設の処分(売却・譲渡・解体除却)

集約化・複合化により利用しなくなった施設は、利用価値が残っていれば適切な価格で売却を図ります。また、公益性・公共性を考慮した上で、他の団体への譲渡も検討されます。資産としての価値がなく、使用することのない施設は解体除却します。

今回は、引き続き公共施設の最適化の手法についてご紹介いたします。

問合せ先

総務課 TEL 52-2111

いのちを守る7つのポイント

近年、住宅火災の死者が急増しており、7割が**逃げ遅れ**によるものです。住宅用火災警報器はすべての家庭での設置が義務付けられています。大切な命を守るため、早い設置をお願いします。

また、町や消防署が、火災予防器具などを訪問販売や特定の業者に依頼することはありません。悪質な訪問販売にはご注意ください。

●3つの習慣

- ・寝たばこは絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

●4つの対策

- ・住宅用火災警報器の設置。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・住宅用消火器等を設置する。
- ・高齢者や身体の不自由な人を守るために、近隣所の協力体制をつくる。

問合せ先 琴浦消防署

TEL 52-33346

※消防訓練・防火講習会などの相談も承ります。

思春期の子どもたち

この時期は、どんな子どもにとっても、身体的にも精神的にも大きな転換期で、情緒面が不安定になりやすいものです。

発達障がいの特徴がある場合、本人が抱えている困難さを周りが理解できないために、二次的な障がい起きることがあります。

二次的な問題のきっかけとなるもの ⇒ 環境的要因
周囲の特性への無理解、叱責、否定、からかい、失敗体験、トラブルなど

ストレス 不安 苦痛

二次障がいのあらわれ方
自己否定、無力感、不登校、対人不信、対人恐怖、反発的な行動、暴言抑うつ症状など

こうした場合、問題行動に目が行きがちですが、一番困って傷つき苦しんでいるのは本人です。

見えていない水面下の本人の気持ちを理解し、応援する支援者が必要となります。本人が困っていることに気づいたら、相談してみましょう。

相談先	乳幼児	町民生活課	TEL 52-1703
		健康対策課	TEL 52-1705
	学齢児	教育総務課	TEL 52-1160
	全年齢	福祉課	TEL 52-1706

次回は、特別支援学級の取り組みをご紹介します。



シリーズ障がい

NHK放送受信料とTCC利用料金の減免制度

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯で次の要件を満たす世帯は、NHK放送受信料とTCC利用料金の減免制度を利用できます。
- **NHK放送受信料の減免**
 - ① 全額免除になる場合
 - 世帯構成員全員が町民税非課税
 - ② 半額免除になる場合
 - つぎのいずれかの手帳をお持ちの方が世帯主で契約者の場合、半額免除になります。
 - ・ 視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳
 - ・ 障がい等級が1級または2級の身体障害者手帳
 - ・ 障がい等級がA判定の療育手帳
 - **TCC利用料金の免除**
 - 世帯構成員全員が町民税非課税の場合は、TCC利用料金(基本利用料金のみ)の全額免除が受けられます。
 - ※ 町への申請により、全額免除対象者である旨の証明書を発行しますので、その証明書を持参のうえ、TCCでの免除手続きが必要です。
 - **申請に必要なもの**
 - 障害者手帳・印鑑
 - **申請窓口**
 - 福祉課・分庁総合窓口係
 - **問合せ先**
 - 福祉課
- TEL 52-1706

「ことうら三昧ふるさと便」の販売

琴浦特産品振興会では、今年度も「ことうら三昧ふるさと便」を販売します。

琴浦町特産品の詰め合わせ「琴浦Aセット」、「琴浦Bセット」の2種類のセットがあります。

琴浦自慢の味が楽しめるお得なセットになっていますので、年末年始のご家族との団欒やご贈答、お歳暮等にぜひご利用ください。

金額：各4,100円

(消費税・送料込)

発送日：12月18日(金)

申込期限：12月9日(水)

申込方法：今月の広報ことうらと一緒に配布したチラシに必要な事項をご記入のうえ、郵便局で代金をお支払いください。

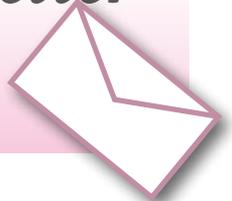
問合せ先：琴浦特産品振興会
事務局(商工観光課内)

TEL 55-7801 FAX 55-7558



kotoura Newsletter

このコーナーでは毎月、英語指導助手によるエッセイを、英語と日本語で掲載していきます。



From **Ryan Marshall**

文/ライオン・マーシャル

(東伯中学校英語指導助手)

「暗い鏡の中に」

ハロウィーンは私が毎年楽しみにしている祭日です。何カ月も前から衣装やイベントを計画するほどです。今年は、衣装を選ぶのが難しかったです。近年、ハロウィーン衣装に関して論争が起こっていることは、ご存知でしょう。問題は文化の不正流用です。この場合には、ある衣装のデザインが外国文化、または少数民族のイメージを一般的な固定観念で示すことです。そういう衣装を着ると、その少数民族の抑圧された生活を体験せずに異国情緒を楽しめます。少数民族、聖人、または先住民の衣装は、過去に無邪気なひょうきんさと思われましたが、現在は広く不支持を受けています。その衣装の簡易化された文化の分類は既存の先入観を定着させます。それに、あの「われわれ」対「彼ら」という最も有毒なメンタリティーにおける格差を拡大します。もし我々が文化の不正流用を我慢したら、最も暗いレンズだけでその外国文化と少数民族を理解するはずで、ある社会を構成する全員の文化と生活を尊敬しないと、真の多文化的社会を設置することはできません。ハロウィーンの時だけではなく、どんな時にも害になるステレオタイプを見つけたら、簡単には届かない少数民族の声の代わりに異議を申し立てることは我々の責任です。

Through a Glass, Darkly

Halloween is a holiday I look forward to every year, and I often plan my costume and various Halloween events months in advance. This year, I had difficulty choosing a costume. You see, certain Halloween costumes have become the subject of controversy in recent years. The problem is one of cultural misappropriation-in this particular case, designing costumes that reduce a foreign culture or minority group to visual stereotypes, allowing the wearer to play at exoticism without suffering the hardships that those groups often experience. Costumes patterned after religious figures, aboriginal peoples and ethnic minorities-designs which in the past were considered harmless gags-are now met with widespread disapproval. The over-simplified cultural coding of these costumes entrenches existing prejudices and widens the divide between us and them-that most toxic of all mentalities. If we tolerate cultural misappropriation, we will only ever see others through the dimmest of lenses. We cannot forge a true multicultural society if we do not show respect for the culture and lifestyle of every member. When we come across a harmful stereotype of a minority or foreign culture-not just on Halloween-it is our responsibility to speak out on behalf of those whose voices are not so easily heard.

シリーズ高齢者福祉

高齢になっても安心して暮らせるために

生活管理指導短期宿泊

サービスの内容

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対し、ケアハウスなどに一時的に宿泊してもらいながら、生活習慣の改善や体調の調整などを行います。

対象者

・65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない方

・基本的な日常生活習慣が欠如している、または対人関係が成立しないため、自立した生活を営むことが困難な方

利用期間

・1回7日以内
・年間14日まで

利用料

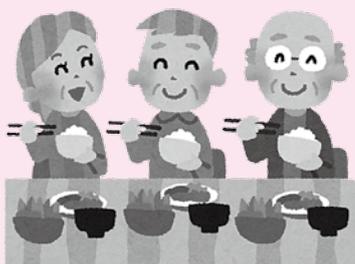
1日 380円
(食事代は別途必要です)

サービスを提供するところ

ケアハウスみどり園

申込・問合せ先

福祉課 TEL 52-1525





各地区で町民運動会 開催

9月27日に以西、10月4日に安田・成美・赤碕・八橋・浦安・下郷・上郷・古布庄の各地区で町民運動会を開催しました。どの地区にもぎやかな1日だった、今年の運動会の写真を一部ご紹介します。

以西地区



青々とした芝の上で、部落対抗に混ざって小・中学生チームも賑やかに参加です

安田地区



1、2の3! 息をあわせてジャンプ!

成美地区



あと少し。ねばって、ねばって……

赤碕地区



秋深し、いわし雲の下で舞う花

八橋地区



さあ! がんばって!! ボールを送りま〜す

浦安地区



バトンをしっかり渡して〜

下郷地区



こっちだよ〜、ふうせんとお菓子がまってるよ〜

上郷地区



花吹雪 赤・白どっちが多いかな?

古布庄地区



みんなで力をあわせて〜! それ! 引っ張れー!!

まなびを通じて地域づくりを支え続ける

全国公民館連合会永年勤続表彰を受賞



受賞された小椋さん(左側)、北野さん(中央)、市本さん(右側)

10月15日に鳥取市で行われた全国公民館連合会表彰式で、市本智子八橋地区公民館主事、北野恵美子成美地区公民館主事、小椋央子以西地区公民館主事の3名が、永年勤続表彰を受賞されました。

これは、15年以上の長きに渡り公民館職員として務め、他の模範となる活動をしたと認められた方に贈られるものです。今回、3人の主事による地域教育活動への貢献が認められました。

市本さん、北野さん、小椋さんの今後のさらなる活躍が期待されます。

米子でガイナレ鳥取ホームタウン・デイ開催

ガイナレ鳥取琴浦町ホームタウン・デイが、10月18日に米子市のチュウブYAJINNスタジアムで行われました。町からは無料応援バスツアーを企画し、町をあげてガイナレ鳥取を応援しました。

この日は琴浦ぐるめストリートが牛骨ラーメンを100杯用意し、お昼前には売り切れるほどの大盛況でした。

また、琴浦梨生産部より、選手と来場者へ梨のプレゼントをしていたが、喜ばれました。試合はブラウブリッツ秋田に1対0で負けましたが、会場は熱い応援で盛り上がりました。



遠藤梨生産部長がガイナマンへ梨の贈呈

第70回米子—鳥取間駅伝競走大会にご声援ください

米子から鳥取までの111.9kmを、14人の選手がタスキをつなぎます。

第70回大会を記念して、淀江町から琴浦町までは国道9号を走り、花見町からは県道大栄赤碕線へ入ります。コースには駐車などされないよう、ご協力をお願いします。

琴浦町からは3チーム出場しますので、温かいご声援をお願いします。

●開催日 11月7日(土)・8日(日)

●町内中継所の通過予定時刻(11月7日)

・赤碕中継所(赤碕花見瀨上) 11時46分

・逢東中継所(逢東6区公民館前) 12時05分

問合せ先 総合体育館 TEL 52-2047 FAX 52-2037

農業者トレーニンングセンター

TEL FAX 55-2707

第11回 琴浦町駅伝競走大会

桜ヶ丘中学校が総合V

秋晴れの9月20日に開催した今年の大会は、町内外から49チームの参加があり、選手も応援団も激走に盛り上がりました。各チームがそれぞれタスキに思いをこめ、8区間、14.8キロをリレーしました。大勢の選手が力走する中で、大部落の部では、槻下Aがみごと優勝を飾りました。また、小部落の部では杉下が、一般の部では八橋消防団が優勝しました。

主な結果は次のとおりです。

●総合優勝 桜ヶ丘中学駅伝部

(オープンの部を除く)

●大部落の部 (5チーム)

優勝 槻下A(53分26秒)

準優勝 三保(57分4秒)

●小部落の部 (7チーム)

優勝 杉下(58分4秒)

準優勝 岩本(59分46秒)

●一般の部 (10チーム)

優勝 八橋消防団(52分57秒)

準優勝 TEAM向上心(53分41秒)

中学校の部 (11チーム)

●中学校の部 (11チーム)

優勝 桜ヶ丘中学駅伝部(50分17秒)

準優勝 桜ヶ丘中学駅伝部B(50分54秒)

オープン(16チーム)

優勝 東伯健康ジム☆T-9021(46分47秒)

準優勝 エイト☆レンジャー(49分36秒)

琴浦賞(監督賞) 川崎晋吾さん(東伯健康ジム☆T-9021)

レディース賞(女子区1位) 赤尾仁美さん(東伯健康ジム☆T-9021)

町民ナイター 野球リーグ大会

5月16日〜10月19日

一部(参加7チーム)

優勝 おたふく

準優勝 S・W・A・T

3位 ROSSO

二部(参加8チーム)

優勝 MATI-X

準優勝 球遊會

3位 チュウブ

壮年の部(参加3チーム)

優勝 日本海新聞

準優勝 オールドスターズ

3位 琴浦町役場

最優秀選手賞(敬称略)

一部 馬壁 望(おたふく)

二部 湯本祐樹(MATI-X)

壮年 前畑裕志(日本海新聞)



駅伝スタート!



1部で優勝した「おたふく」チーム

スポーツ教室実行委員会 20周年記念講演会

琴浦町スポーツ教室実行委員会は、生涯を通じて子どもから大人まで、誰もが参加できるスポーツ活動や交流の機会を提供しようとして、スポーツのプロ選手（野球・バレーボール・バドミントンなど）を指導者に迎え、教室を開催してきました。

活動20周年記念に、日本体育大学集団行動の指導者である、日本体育大学名誉教授の清原信彦先生を講師にお招きし、「なぜ、今集団行動なのか？真心とは？」と、題した講演会を開催します。

清原先生は水球競技指導者としても有名で、公式戦376連勝と黄金時代を築き、1984年ロサンゼルスオリンピックでは水球競技日本代表監督を務めておられます。永年の、指導者としての心得、子ども達との関り方などを、エピソードなどを交えながら講演していただきます。ぜひご参加ください。

とき 11月24日（火）

午後7時～8時30分

ところ カウベルホール

主催 琴浦町スポーツ

教室実行委員会



第2期ノルディックウォーク体験会 — 鳴り石の浜～三度笠コース —

10月17日はウォーキング日和に恵まれ、鳴り石の浜から波しぐれ三度笠までの「潮風コース」でノルディックウォークの体験会を行いました。

体験会では、歩き方とボールの使い方を指導員から学び、参加者は慣れない歩き方に苦戦していましたが、次第に自然なウォーキングスタイルとなりました。途中、花見瀧墓地や塩谷定好写真記念館にも立ち寄り、おだやかな海岸コースを楽しみました。

次回開催

河本家住宅～光の饅頭コース

11月1日（日）

本庁舎～八橋駅グルメコース

11月29日（日）

ふるさとを一緒に楽しみながら、歩いてみませんか。



スポーツ大会に参加しませんか？

ソフトバレーボール大会

とき 11月15日（日）
9:00～

ところ 総合体育館

- 種目
- ①一般の部
（男女2人ずつ）
 - ②一般・交流の部
（女性2人以上）
 - ③レディース1部
（4人の年齢の合計が179歳以下）
 - ④レディース2部
（4人の年齢の合計が180歳以上）

申込締切 11月6日（金）

総合バドミントン大会

とき 11月22日（日）
9:00～

ところ 総合体育館

- 種目
- ・団体戦の部
（混合複、自由複、自由単）
 - ・個人戦の部
（男子シングルス、女子シングルス、混合ダブルス）

申込期限 11月13日（金）

9人制バレーボール大会（男女別）

とき 12月6日（日）
9:00～

ところ 農業者トレーニングセンターほか

参加資格 町内在住者
および在勤者

申込期限 11月27日（金）

代表者会議・抽選会

とき 11月30日（月）
19:00～

ところ 総合体育館

申込・問合せ先 総合体育館（TEL 52-2047・FAX 52-2037）

農業者トレーニングセンター（TEL・FAX 55-2707）

平成28年度 保育園・こども園の入園児募集

受付期間 11月9日(月)～27日(金)

来年4月からの保育園、こども園への入園の申し込みを次のとおり受け付けます。保護者は、希望する町内の保育園などへの入園を選択することができます。入園を希望する園へ申し込みをしてください。

また、来年4月以降(年度途中)に入園希望の方も、今回申し込みの手続きをしてください。手続きをされていない場合は、定員や保育士の配置などの理由で、希望する時期に入園できない場合があります。

●手続きの方法

申込関係書類は、次の場所に置いています。

- ・町民生活課
- ・分庁総合窓口係
- ・各保育園およびこども園

所定の用紙に必要事項を記入して、入園を希望する園に直接申し込んでください。

また、町外の保育園へ入園を希望される場合は、町民生活課に申し込んでください。

●認定基準

保育園・こども園を利用する場合には、次の認定を受ける必要があります。

①保育認定(保育が必要な場合)

保育が必要な認定は、保護者の状況が、次のいずれかの基準に該当する場合があります。この認定により、保育園・こども園を利用することができます。

- ・就労・妊娠・出産・疾病・障がい・同居家族の介護、看護
- ・求職活動・災害復旧・就学・虐待、DVのおそれがある

・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である など

②教育認定(保育が必要でない場合)

平成28年4月1日の時点で、満3歳から満5歳の児童です。認定こども園を利用することができます。

●保育料の軽減制度

保育料は、保護者の住民税額をもとに決定しますが、琴浦町独自の保護者の負担軽減制度として、世帯の第3子以降の児童が入所する場合の保育料を無料、第2子は原則半額としています。

●以西保育園・成美保育園を統合

赤碕地区の保育園の統合について、これまで数回にわたり、保護者や地区住民を対象とした意見交換会を開催しました。

その結果、住民のみなさんの理解を得ることができた以西保育園と成美保育園を統合します。統合後は、あらたに認定こども園として来年4月に開設するため、今後手続きを進めていきます。

●問合せ先

各保育園・こども園
町民生活課

TEL 52-1703

各園の概要

区分	施設名	電話番号	対象年齢 (平成28年4月1日現在)	保育時間 (延長含む)	休園日
保育園	町立	劔 保育園	0歳～5歳 (生後6カ月から)	7:15～18:45	日曜日 祝日 年末年始 など
		琴浦 保育園			
		安田 保育園			
		※成美保育園 以西保育園			
	私立	赤碕 保育園	0歳～5歳 (生後2カ月から)	7:00～19:00	
		みどり 保育園			
認定こども園	町立	やばせこども園	【保育認定】 0歳～5歳 (生後6カ月から)	【保育認定】 7:15～18:45	【保育認定】 保育園休園日 と同じ
		しらとりこども園	【教育認定】 3歳～5歳	【教育認定】 8:00～16:00	【教育認定】 保育園休園日 のほか土曜日

※平成28年4月に以西保育園と成美保育園を統合し、新たに認定こども園として開設する予定です。統合後の施設を希望する場合は、以西保育園または成美保育園に申し込んでください。

「農業者年金」が老後の暮らしをがっちりサポート

農業者の皆さん、老後の備えは大丈夫ですか？

世帯主が65歳以上の夫婦2人の家計費は月額27万円（平成24年総務省家計調査より）と言われていますが、国民年金の支給額は夫婦2人で月額およそ13万円（40年間保険料を支払い65歳から受け取る場合）で、10万円以上不足します。

国民年金に農業者年金が上乘せされると、将来の家計費の不足が解消できます。少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型で、生涯にわたってもらえる公的年金「農業者年金」が、老後の暮らしをサポートします。

農業者年金制度のポイントと魅力

●とてもお得

- ・支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象
- ・若い人には保険料の一部を国が負担（認定農業者で青色申告者など一定の要件を満たす必要があります）

●とても安心

- ・積立保険料は運用され年金として受給（積立方式・確定拠出型）
- ・途中脱退しても支払い保険料などに対応した年金として65歳から受給
- ・年金は終身にわたり受給
- ・80歳前に死亡した場合でも、80歳までの年金相当分を死亡一時金として遺族に支給

●保険料は自分で決められる

- ・保険料は月額2万円から67,000円の範囲で自由設定

●農地の権利名義に関わりなく加入できる

- ・農業経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料の増減が可能
- ・農地の権利名義を持たない方（農業後継者など）も加入可能

問合せ先 農業委員会事務局

TEL 55-7809

子どもの医療費助成の対象年齢が拡大します

平成28年4月1日から特別医療費助成制度の対象年齢が18歳までに拡大します。（現行15歳まで）

対象者は青色の受給資格証を提示すると、病院での窓口負担が自己負担額までとなります。

※同じ医療機関で月5回目以降の受診は無料

※標準負担額減額認定証などの交付を受けている場合、月16日目以降は無料

●手続きが必要な方

平成10年4月2日～平成12年4月1日生まれの方（高校1年生・2年生の年代）は申請手続きが必要です。対象者には12月頃に通知を送付しますので、健康対策課または分庁総合窓口係にて申請手続きをしてください。

※既に対象となっておられる方（中学生までの方）は、申請手続きは必要ありません。平成28年3月までに有効期限を更新した受給資格証を送付します。

●手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・対象者の保険証

問合せ先 健康対策課

TEL 52-1707

有料広告

昭和57年～昭和59年製のトヨタ石油ファンヒーターを探しています

上記期間に製造された製品には、現在、取り付けが義務化されている安全装置が装着されておりません。誤った使用方法により、事故が起る可能性があるため、1986年（昭和61年）より自主交換を行っております。

対象機種
LCR-3・LCR-3-1
LS-3・LS-3-1・LS-6
LCR-3タイプ LS系タイプ



型番表示部

ご連絡先
〒467-0855
名古屋市瑞穂区桃園町5番17号
株式会社 トヨタ
フリーコール
0120-104-154

（お客様よりお知らせ頂きました個人情報は、商品の交換目的以外には使用いたしません）

現在の石油ファンヒーターはPSCで定められた安全装置が全機種についております

※申請していただく、青色の特別医療費受給資格証を交付します。

	現 行	平成28年 4月1日から
対象年齢	15歳まで	18歳まで
自己負担	通院 530円/日 ※1 入院1,200円/日 ※2 薬局での自己負担は無し	変更なし

自分も相手も大切に、心と身体も大切に ～男女共同参画フォーラム開催～

琴浦町男女共同参画推進会議では、今年もフォーラムを開催します。

自分らしい、ステキな生き方を見つけるためには、自分のいのち、心と身体を大切にすることが必要です。大人になってからのパートナーシップづくりにもつながるため、10代からの健康意識を深める講演を開催します。

と き 11月20日（金）19:00～21:00

と ころ まなびタウンとうはく

4階多目的ホール

内 容

①講演「10代からの健康づくり

～大切ないのちをつなぐ～

講師 市場尚文さん

（医師・メンズリブ・フォーラム岡山世話人）

②鼎談 市場尚文さん

葉山美紀子さん

（ミオ・ファティリティッククリニック看護師）

繁原美保さん（よりん彩相談員）

※満1歳から未就学児の託児を行います。（要予約）

※入場無料、手話通訳をします。

問合せ先 社会教育課 ☎ 52-1161

女性の人権ホットライン

内 容 女性をめぐる様々な人権相談に応じます。
相談は無料で、秘密は厳守します。

と き 11月16日（月）～22日（日）

（平日）8:30～19:00

（土日）10:00～17:00

実施方法 電話相談による対応

専用相談電話番号 ☎ 0570-070-810

相 談 員 人権擁護委員および法務局員

問合せ先 鳥取地方法務局人権擁護課

☎ 0857-22-2470

年金・労務無料相談会

と き 11月6日（金）10:00～16:00

と ころ 倉吉パープルタウン1階 パータン広場

内 容 年金相談（老齢・遺族・障がいなど）
労働相談（退職・解雇・賃金未払・
労働時間・ハラスメントなど）

※労働者・事業主いずれの相談も受け付けます。

問合せ先 鳥取県社会保険労務士会倉吉支部

☎ 24-6824

催しもの

人口ビジョンおよび総合戦略 住民説明会開催

町では、地方創生を進めるにあたり、琴浦町人口ビジョンと、今後5年間の取り組みをまとめた琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

その内容を町民の皆様へお知らせするため、次のとおり住民説明会を開催します。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

と き・ところ

11月17日（火）19:00

分庁舎多目的ホール

11月19日（木）19:00

まなびタウンとうはく多目的ホール

問合せ先 企画情報課 ☎ 52-1708

ファシリテーター養成講座

人権・同和教育の指導者養成を目的に、講座を開催します。

「ファシリテーター」とは、ワークショップ（参加体験型学習）の進行役のことです。この講座では、ファシリテーターとしての役割や技法を学びます。（3回連続講座です）

と き 11月10日（火）・17日（火）

24日（火）19:00～21:00

と ころ まなびタウンとうはく

講 師 鳥取県人権文化センター専任研究員

内 容 ワークショップ体験と講義

申込期限 11月6日（金）

※参加申し込みが必要です。

申込・問合せ先 人権・同和教育課 ☎ 52-1162

学びいきいき 寿大学一般教養コース

11月の寿大学は、とうはく部落解放文化祭の中で行われる同和問題懇談会第400回記念講演会に参加します。

と き 11月29日（日）13:30～15:00

と ころ 東伯文化センター

講 演 「差別っていったいなんやねん？」
～部落問題は、今～

講 師 川口泰司さん（山口県人権啓発センター事務局長）

問合せ先 社会教育課 ☎ 52-1161

※送迎バスを希望の方は、11月13日（金）までにお申込みください。

11月 カウベルホールの催しもの

第1回カウベル秋の芸能祭

昨年まで琴浦町芸能発表会と合わせて開催されていた琴浦町の文化芸能団体による発表会が、今年度より「カウベル秋の芸能祭」に名前を変えてパワーアップします。

舞踊、大正琴、コーラス、伝統芸能など様々な団体が、日頃の練習の成果を発表します。

と き 11月29日(日) 開場10:00
第1部開演10:30 第2部開演12:30

と ころ カウベルホール

料 金 300円

そ の 他 ・当日飲食スペース有り
・シャトルバス運行有り
・車椅子席有り(要問合せ)

赤碓女声コーラスまどか 20周年記念心の詩コンサート

設立20周年を迎える赤碓女声コーラスまどかの記念コンサートを開催します。

ゲストに和太鼓・横笛演奏、伊勢津組の皆さん、田中嘉久さん達をお迎えします。

響きのよいカウベルホールでの女声コーラスをお聴きください。

【と き】11月8日(日) 14:00開演(13:30開場)

【チケット】300円 全席自由

【曲 目】・アベ マリア ・ふるさとの四季
・秋桜 ・北の国から ほか

【ゲ ス ト】和太鼓・横笛演奏
伊勢津組 田中嘉久さんほか

【指 揮】福田泰雅さん

【ピ ア ノ】山本亜美さん

→ Pia-no-jaC ← AutumnTour2015 『GoWest』

若者に絶大な人気を得ている「ピアノ」と「カホン」のパフォーマー「ピアノジャック」の秋のコンサートツアーにカウベルホールがエントリー。秋の夜長をピアノジャックと盛り上がろう!

【と き】11月23日(月・祝)
18:00開演(17:30開場)

【チケット】全席指定(一部バリアフリー席あり)
一般5,500円

※未就学児入場不可

※無料託児サービス

※ハートフル駐車場あり(事前予約)

【出 演】HAYATO(稲妻ピアノ)

HIRO(爆裂カホン)

「うさぎ追いし」トーク&上映会

昨年の「夏を越える少年たち」上映に引き続き、米子市在住添谷泰一監督の今年度作品「うさぎ追いし」を上映します。

【上 映 日】12月5日(土) ①10:30 ②14:00
12月6日(日) ③10:30終演後トークショー
④14:00

【トークショー】12月6日(日) 12:50より30分間
司会進行/深堀久美子さん 脚本・監督/添谷泰一さん

【入 場 料】大人前売り1,200円(当日1,000円)

中高大学生500円 小学生以下無料

【プレイガイド】琴浦町役場本庁舎、分庁舎、まなびタウン、カウベルホール、トピア、TCC

介護予防フォーラムinことうら

みんなではじめよう! 元気な体づくり ～体操でつながる地域の輪～

いつまでも住みなれた地域で元気に暮らせるまちづくりを目指し、フォーラムを開催します。

*手話通訳、要約筆記あり

と き 11月21日(土) 13:30～16:00

と ころ カウベルホール

内 容

・新わくわく琴浦体操リーダーの活動発表

・講演「元気で長生きのための生活習慣」

加藤敏明さん(鳥取大学医学部准教授)

・実演「楽しく動いて健康長寿

～新わくわく琴浦体操～」

加藤朋子さん(鳥取大学健康スポーツ科学)

催 し 物 琴浦ふれあい作業所・東伯けんこう

琴の浦高等特別支援学校の販売、骨密度

度・足指筋力・血管年齢測定ほか

*送迎バスを希望される方は下記まで
お問い合わせください

問合せ先 福祉課 ☎ 52-1525

若者の就労についての講演会

働きたいけど働けない。一歩が踏み出せない。働くことに壁を感じる。このような就労に対し様々な困難を感じている若者を理解し、私たちに何ができるのかを一緒に考えてみませんか?

テ ー マ 「自分だって働きたい!! と思ってるんですけど……」～いつからだってチャンス、チャレンジ、チェンジ!!～

講 師 岡本 圭太さん

と き 11月28日(土) 13:30～15:30
受付13:00～

と ころ 倉吉体育文化会館

参 加 費 無料、予約不要

問合せ先 よなご若者サポートステーション
イオン米子駅前店4階
☎ 0859-21-8766

健康づくり講演会

「メタボリック症候群」を解消するため、食生活で注意することなどについて厚生病院管理栄養士による講演会を下記のとおり開催します。

と き 11月27日(金) 13:30～14:30

と ころ まなびタウンとうはく 4階研修室

問合せ先 健康対策課 ☎ 52-1705

第62回鳥取県勤労者美術展 作品募集

- 第62回鳥取県勤労者美術展（入場無料）
- と き 平成28年1月17日（日）
～1月24日（日）
- と ころ とりぎん文化会館
- 出品作品募集（出品無料）
- 対 象 県内在住または県内にお勤めの勤労者
の方および退職者、家族
- 部 門 写真・洋画・日本画・書道
（わたしの熱中作品展も同時募集）
- 出品点数 1部門につき2点以内、写真は単2点
以内または組1点のいずれか
（未発表作品に限る）
- ※持参の場合は、土日祝を除きます
- ※所定の出品申込書を使用してください
- 出品受付期間 11月2日（月）～12月25日（金）
- 申込・問合せ先 一般財団法人鳥取県勤労者福祉協
議会 ☎ 0857-27-4188

塩谷定好写真記念館 「私の一枚」写真募集

- 塩谷定好の写真に共鳴し、写真による自己研鑽を
図るとともに交流を深め、愛好家の増加を図る
ことを目的に、山陰地方を題材とした写真を募集
します。
- 年間を通じて募集し、応募された作品は、12月
から1週間ごとに1点、館内カフェに展示します。
- 題 材 山陰地方で撮ったもの限定
 - 作品サイズ 四つ切り・ワイド四つ切り（額つき）
 - 参加資格 作品の持参・持ち帰りができる人
 - 出 展 料 500円（会員は半額）
 - 申 込 申込み用紙に住所、氏名、電話番号、
撮影場所、作品の題名を記入し、キャ
プションと共に持参
 - 問合せ先 塩谷定好写真記念館 ☎ 55-0120

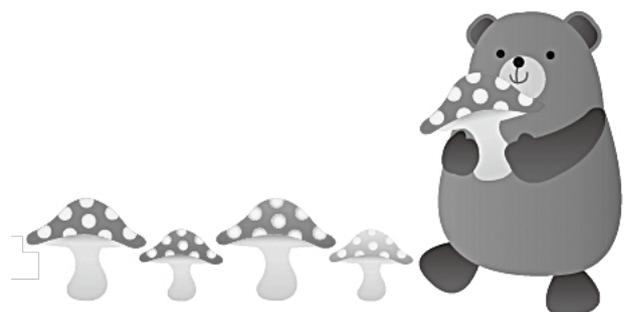
自衛隊高等工科学校一般生徒募集

- 受付期間 11月1日（日）～
平成28年1月8日（金）
- 募集人数 約260名
- 応募資格 平成28年4月1日時点で15歳以上
17歳未満の方
- 試験期日 1次試験 平成28年1月23日（土）
2次試験 平成28年2月4日（木）～7日（日）
- 受験費用 無料
- 問合せ先 自衛隊倉吉地域事務所 ☎ 26-2900

募 集

町営住宅等の入居者

- 募集の住宅
- 町営住宅 (2次募集) 浦安団地1戸、
東伯団地1戸、東山団地1戸
- 改良住宅 (2次募集) 上野団地1戸
- 特定公共賃貸住宅 とうはくハイツ7戸
(世帯向け4戸、単身向け3戸)
- その他 コーポラスことうら11戸
- 入居の条件
- 町営住宅
 - ・月額所得158,000円以下
(改良住宅は114,000円)
 - ・同居親族があること
 - ・住宅に困窮していること
- 特定公共賃貸住宅
 - ・月額所得158,000円以上487,000円以下
- コーポラス
 - ・住宅に困窮していること
- 共通
 - ・市区町村税等に滞納がないこと
 - ・暴力団員でないこと
- 家賃（月額）
- 浦安団地 19,700円～29,400円
- 東伯団地 15,900円～23,700円
- 東山団地 19,100円～28,400円
- 上野団地 8,500円
- とうはくハイツ 世帯向け 58,000円
単身向け 30,000円
- コーポラス 1～3階：30,000円
4階：27,000円
5階：24,000円
- 募集期間 11月2日（月）～16日（月）
- 抽選日時 11月25日（水）9:00～
- 入居可能予定日 12月1日（火）
(手続き完了後)
- 申込・問合せ先 建設課 ☎ 55-7805



税を考える週間 ～税の役割と税務署の仕事～

国税庁では、税の意義や役割を考えていただくほか、税務行政に対する理解をより深めていただくために、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、ホームページなどで様々な情報を提供しています。

ホームページ www.nta.go.jp

また、琴浦町文化祭に中学生・高校生の「税に関する習字・作文」を展示しています。

とき まなびタウンとうはく 2階ロビー
ところ 11月1日(日)～11月3日(火)
問合せ先 税務課 ☎ 52-1712



オレンジリボンを知っていますか？

11月は「児童虐待防止推進月間」です。子どもの虐待を防止するメッセージリボン「オレンジリボン」には、児童虐待の現状を広く知らせ、子どもを虐待から守り、虐待を受けた子どもが幸福になれるようにという気持ちがこめられています。

「虐待かも」と思ったら、すぐにお電話をください。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。連絡は匿名ででき、連絡者の連絡内容に関する秘密は守られます。

児童虐待相談・通告先

児童相談所全国共通ダイヤル189番(いちはやく)

DVを防止するパープルリボン

パープルリボンは、DV(ドメスティック・バイオレンス)といわれる、配偶者や恋人など、親しい関係にある人から振るわれる暴力を防止するメッセージリボンです。

最近では、「デートDV」(交際中の相手からの暴力)について鳥取県内の高校生に啓発が行われています。身体的暴力のほか携帯電話等を使った束縛も含まれる、とても身近で深刻な問題です。

悩んだときはまず相談を。また、身の危険を感じたらすぐに警察署へ110番通報をしてください。

運動期間 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(木)～25日(水)

DV被害者相談窓口

・心と女性の相談室 ☎ 23-3147 ☎ 23-3152

・よりん彩 相談室 ☎ 23-3939

問合せ先 町民生活課 ☎ 52-1703

お知らせ

農家のお助け商品「ええあんばい」

東伯農業改良普及所が開発した農作業用ヒップガード「ええあんばい」は、断熱素材を使用し、座って作業する際の地面の熱さや冷えから体を守ります。また、ワンプッシュで装着でき、長さ調節で様々な体型に合わせることができます。さらに、作業服の汚れを防ぎます。

ぜひ、農作業や家庭菜園に使用されてみませんか。

問合せ先

東伯農業改良普及所

☎ 52-2125



世界エイズデー

12月1日は「世界エイズデー」です。

現在もHIV感染者・エイズ患者の発生報告が増加しており、若い年代の性感染症の増加も見受けられます。

一人ひとりが正しい知識を身につけ、エイズ・性感染症の感染予防に努めましょう。

●定例検査(要予約)

HIV、性感染症(クラミジア・梅毒)

毎月第1・3水曜日(祝日を除く)

13:30～14:30

B・C型肝炎、風しん抗体価検査

毎週水曜日(祝日を除く) 13:00～13:30

●休日・夜間検査(要予約)

HIV、性感染症(クラミジア・梅毒)、B・C型肝炎、風しん抗体価検査

12月2日(水) 17:30～19:00

12月6日(日) 13:30～15:30

※HIV・性感染症検査は匿名

※HIV、性感染症(クラミジア・梅毒)、B・C型肝炎、風しん抗体価検査は無料

(風しんは無料対象者のみ)

ところ 鳥取県中部総合事務所福祉保健局

問合せ先 鳥取県中部総合事務所福祉保健局

☎ 23-3145

11月の無料相談

●行政相談

内 容 役所の仕事やサービス、各種制度の手続きに関する困りごとやご意見、ご要望

【社会福祉センター】

と き 11月18日（水）9：00～11：00

【老人福祉センター】

と き 11月26日（木）13：30～15：30

問合せ先 総務課 ☎ 52-2111

●夜間納税相談（あらかじめご連絡ください）

内 容 納税に関すること

と き 開庁日の夜間 おおむね19：30まで

と ころ 役場本庁舎

問合せ先 税務課 ☎ 52-1712

●人権相談

内 容 人権問題全般

【以西地区公民館】

と き 11月13日（金）9：00～11：30

【上郷地区公民館】

と き 11月27日（金）9：00～11：30

問合せ先 人権・同和教育課 ☎ 52-1162

●健康相談

内 容 身体の問題全般

と き 11月16日（月）9：30～10：30

と ころ 保健センター

問合せ先 健康対策課 ☎ 52-1705

●農家相談

内 容 農地・農業問題全般

と き 11月4日（水）9：00～12：00

と ころ 役場分庁舎3階 農業委員会事務局

問合せ先 農業委員会事務局 ☎ 55-7809

●中部消費生活センター定期巡回相談

内 容 消費トラブルなど消費生活全般

と き 11月12日（木）、26日（木）

8：30～17：00

と ころ 役場本庁舎 相談室

問合せ先 町民生活課 ☎ 52-1703

●多重債務・法律相談会

内 容 クレジット、消費者金融、ヤミ金融、各種ローンの相談

と き 11月19日（木）13：30～16：00

と ころ 倉吉未来中心2階 セミナールーム

予 約 電話予約（先着順、定員で受付終了）

問合せ先 中部消費生活センター ☎ 22-3000

納めた国民年金保険料は全額が
社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除として、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納付された保険料全額です。

このため、国民年金保険料を納めた人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。大切に保管して、年末調整や確定申告の際に添付してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

証明書の送付時期

11月上旬

（ただし、平成27年中に初めて保険料を納めた日が、10月1日以降の人については、来年の2月上旬に送付されます）

問合せ先

控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-058-555

日本年金機構倉吉年金事務所 ☎ 26-5311

ありがとうございます

ふるさと未来夢寄附金へのお礼

■平成27年度の寄附の状況（9月30日現在）

寄附金の額 104,588,100円

ご寄附いただいた方 4,280人

ご寄附いただいた方のうち、希望された方のご芳名とご住所（都道府県名のみ）は、ホームページに掲載させていただいております。

HPアドレス

<http://www.kotoura-furusato.jp/>

ふるさと納税は税金控除対象です。確定申告により税金の軽減が図られます。

寄附金は積み立てた後、町事業に活用させていただきます。

町外在住のご親戚・お知り合いの方に、この制度をぜひご紹介ください。

問合せ先 総務課 ☎ 52-2111

●心の健康相談

内 容 心の不調の相談に精神科医が対応
と き 11月12日（木）15：00～16：30
予 約 電話予約のうえ事前面接を実施
問合せ先 鳥取県中部総合事務所福祉保健局
TEL 23-3147

●女性法律相談

内 容 法律上の助言を希望する女性相談者に
弁護士が対応
と き 11月18日（水）10：00～12：00
と ころ 鳥取県中部総合事務所福祉保健局
予 約 電話予約のうえ事前面接
問合せ先 鳥取県中部総合事務所福祉保健局
TEL 23-3152

●教育相談会

内 容 教育に関する相談
と き 11月5日（木）13：00～17：00
11月18日（水）14：00～16：00
と ころ 中部総合事務所
予 約 前々日の正午までに電話予約
問合せ先 鳥取県教育センター教育相談課
TEL 0857-28-2322

●行政書士相談（当日受付、先着順）

内 容 相続、遺言、契約書の作成など
と き 11月20日（金）15：00～19：00
と ころ 琴浦町図書館本館 相談室
問合せ先 琴浦町図書館 TEL 52-1115
鳥取県行政書士会 TEL 0857-24-2744

社会福祉協議会の無料相談

予約・問合せ先 琴浦町社会福祉協議会
TEL 52-3600

●心配ごと相談

内 容 日常生活での困りごとなど
【社会福祉センター】第1、3水曜日（祝日除く）
と き 11月4日、18日 9：00～11：00
【老人福祉センター】第2、4木曜日（祝日除く）
と き 11月12日、26日 13：30～15：30

●法律相談

偶数月は弁護士、奇数月は司法書士が対応します
内 容 法律全般
と き 11月25日（水）13：30～15：30
と ころ 社会福祉センター
予 約 電話予約（先着順、定員で受付終了）

すっかり秋も深まってきました。暑さも一段落した秋は過ごしやすく、いろいろなことに挑戦しやすい季節です。今回の手話は「〇〇の秋」をご紹介します。

手話は、「手で表すことばで、目で見ることば」です。顔の表情も付け加えながらやってみましょう

〇〇の秋

食欲



1 左手の上で、右手の人差し指と中指を口に2回すくいあげる。



2 親指と人差し指をのどにあて、指を閉じて下げる。

スポーツ



3 両手の指を開いて体と垂直におき、交互に前に回す。

読書



4 両手の手のひらを合わせて、左右に開く。



5 左手の上で、右手の人差し指と中指を上下させる。

秋



6 前方から顔に風を送るような感じで、両手を数回手前に動かす。

一今月の職員一
山本有美香
3歳児の加配を担当しています。

このコーナーでは、ことらの民話・神話等を掲載していきます。

シリーズ

「くまのこころの昔話」

「饅頭問答」

八橋の体玄寺には毎日、饅頭売りが来ていました。あるとき、体玄寺の和尚さんの顔色が大変悪いので、饅頭売りが声をかけました。「どうしたんですか、和尚さん。近頃顔色が悪いですよ」「ああ、顔に出ていたか。なに、体はごも悪くないが、最近京都の妙心寺というところから雲水坊主という僧が修行に来るのだ。その僧が来るたびに問答を掛ける。その問答が解けないと、地面をドーンと打ち鳴らして帰っていく。これは叩かれたと同じことだな。それでまた近いうちに、この寺に来るだろうと思って心配でたまらんだ」と和尚さんが言いました。

そうすると、饅頭売りは「そりゃ和尚さん、簡単なことですよ。私が代わりにやりましょう」と言いました。

そうして、饅頭売りは和尚さんから衣を借りて雲水坊主を待ちました。すると、寺の階段をタタダンと大きな音を立てて雲水坊主がやってきて、饅頭売りに両手で小さい丸を作って見せました。饅頭売りはそれを見て、両手で大きな丸を作りました。つきに雲水は、指を三本出しました。饅頭売りはすかさず、あかんべえをしました。すると、雲水は「これ

はまいった。この問答を解いた者は初めてだ」と感心して帰っていききました。帰り道に雲水は、町の人に「体玄寺の和尚さんは大した方ですね。私が指で小さい丸をつくって、『知恵は如何に?』と聞いたところ、あの和尚さんは『海の如し』と両手で大きな丸をつくった。次に、指三本を出して『三つの尊いものは?』と問うと、『目の下にあり』と答えてきた。なんと大したものだ」と感心しきって話しました。

寺では、庫裏から和尚が出てきて「どうだった」と饅頭売りに尋ねました。饅頭売りは、「どうしたもこうしたも、あの坊さん、『お前の饅頭はこれくらいか』と言ってきたので、『馬鹿にするな、これくらいだ』と両手で大きな丸を見せてやった。そしたら、『三文にまける』って言うてくるから、『あかんべえ』をして見せた。すると、『恐れ入りました』って言うて帰っていききましたよ」と言いました。和尚さんは「そうか、それなら良かった」と言いつつ、饅頭売りのおかげで心配事もなくなつたといつことばです。



「大山北麓の昔話」より抜粋